



平成 28 年 6 月 2 日

各 位

本社所在地 東京都新宿区北新宿二丁目 21 番 1 号
会 社 名 健康コーポレーション株式会社
代 表 者 代表取締役社長 瀬戸 健
コード番号 2928 札幌証券取引所アンビシャス
問合せ先 取 締 役 香西 哲雄
電話番号 03-5337-1337
U R L <http://www.kenkoucorp.co.jp/>

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 28 年 6 月 20 日開催予定の第 13 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 当社は、平成 28 年 5 月 16 日発表の『RIZAP グループ株式会社』体制への移行方針決定に関するお知らせ」に記載のとおり、平成 28 年 7 月 1 日付で当社の美容機器・健康食品の通信販売事業を、新たに設立する健康コーポレーション株式会社に承継させ、純粋持株会社体制に移行し、同時に「RIZAP グループ株式会社」に商号を変更する予定です。

これに伴い、現行定款第 1 条（商号）及び第 2 条（目的）を変更するものであります。なお、これらの変更につきましては、平成 28 年 6 月 20 日開催予定の当社定時株主総会で承認が得られることを条件としてその効力が生じるものであります。

(2) 当社は、コーポレート・ガバナンスのより一層の強化を図るため、監査役会設置会社から、「会社法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 90 号）（以下、「改正会社法」といいます。）により創設された「監査等委員会設置会社」に移行することといたしたいと存じます。

これに伴い、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設、監査役及び監査役会に関する規定の削除を行うとともに、経営の効率性を高め、権限委譲による迅速な意思決定を可能とするための取締役への権限委任に関する規定の新設その他の所要の変更をするため、定款の一部を変更するものであります。

(3) 改正会社法により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されております。取締役が、その期待される役割を十分に発揮できるよう、業務執行を行わない取締役との間で責任限定契約を締結することを可能とするため、定款の一部を変更するものであります。なお、責任限定契約に係る定款の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

(4) グループ各社の事業展開に対応するため、現行定款第 2 条（目的）に定める目的の一部を変更するものであります。

(5) その他、上記の変更に伴う条数の変更等、所要の変更を行うものであります。上記（1）以外の定款の変更に係る決議の効力は、本株主総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙記載のとおりです。

別紙

(変更箇所は下線で示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(商号)</p> <p>第1条 当社は、<u>健康コーポレーション株式会社</u>と称し、英文では<u>Kenkou Corporation, Inc.</u>と表示する。</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1)～(13) (条文省略)</p> <p>(14)印刷業並びに書籍類その他の印刷物の企画、制作、編集、翻訳、出版及び販売</p> <p>(15)～(53) (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(54)内装工事業</p> <p>(55)～(62) (条文省略)</p> <p>(63)不動産の売買、賃貸、<u>管理並びに運営</u></p> <p>(64)～(67) (条文省略)</p> <p>(68)株式保有による事業活動の支配管理</p> <p>(69)前号各に付随関連する一切の事業</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(商号)</p> <p>第1条 当社は、<u>RIZAPグループ株式会社</u>と称し、英文では<u>RIZAP GROUP, Inc.</u>と表示する。</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むこと及び<u>次の事業を営む会社その他の法人等の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配、管理及び経営支援を行うこと</u>を目的とする。</p> <p>(1)～(13) (現行どおり)</p> <p>(14)印刷業並びに書籍類その他の印刷物の企画、制作、編集、翻訳、出版、<u>販売及び委託販売</u></p> <p>(15)～(53) (現行どおり)</p> <p>(54)建築工事業</p> <p>(55)建設工事の請負</p> <p>(56)地域開発、都市開発、環境整備<u>その他建設に関する事業</u></p> <p>(57)庁舎、教育文化施設、廃棄物処理施設、医療施設<u>その他公共施設等の企画、建設、保有、維持管理及び運営</u></p> <p>(58)外壁、屋根工事業</p> <p>(59)発電事業及びその管理・運営並びに<u>電気の売買に関する事業</u></p> <p>(60)住宅のリフォーム、<u>内装工事業</u></p> <p>(61)建設資材の販売</p> <p>(62)建築設計業務</p> <p>(63)～(70) (現行どおり)</p> <p>(71)不動産の売買、<u>交換、賃貸及びその仲介並びに所有、管理、運営及び利用</u></p> <p>(72)～(75) (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(76)前号各に付随関連する一切の事業</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第3条～第4条 (条文省略)</p> <p>(機関)</p> <p>第5条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) <u>会計監査人</u></p> <p>第6条～第18条 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会 (取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、9名以内とする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>3. (条文省略)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第3条～第4条 (現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第5条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(3) <u>会計監査人</u></p> <p>第6条～第18条 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会 (取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>は、9名以内とする。</p> <p>2. <u>当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第20条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別し、株主総会において選任する。</u></p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第22条 当社は、取締役会の決議により、代表取締役を選定する。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>3. 取締役会は、その決議により、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役、取締役相談役を選定することができる。</p> <p>第23条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、<u>各取締役及び各監査役</u>に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. <u>取締役及び監査役</u>の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>第25条～第27条 (条文省略)</p> <p>(取締役の報酬)</p> <p>第28条 取締役の報酬は、株主総会の決議をもってこれを定める。</p>	<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第22条 当社は、取締役会の決議により、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から、代表取締役を選定する。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. 取締役会は、その決議により、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役、取締役相談役を選定することができる。</p> <p>第23条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、<u>各取締役に</u>対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. <u>取締役</u>の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(<u>重要な業務執行の決定の委任</u>)</p> <p>第25条 <u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務の執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第26条～第28条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の報酬)</p> <p>第29条 取締役の報酬は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議をもってこれを定める。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第29条 (条文省略)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に、会社法第423条第1項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める金額の合計額とする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第5章 監査役及び監査役会</u></p> <p><u>(監査役の員数)</u></p> <p>第30条 <u>当社の監査役は、3名以上とする。</u></p> <p><u>(監査役の監査)</u></p> <p>第31条 <u>監査役は、取締役の職務の執行を監査する。</u></p> <p><u>(監査役の選任)</u></p> <p>第32条 <u>監査役は、株主総会において選任する。</u></p> <p>2. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</u></p> <p><u>(監査役の任期)</u></p> <p>第33条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2. <u>補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>(常勤の監査役)</u></p> <p>第34条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第30条 (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、会社法第423条第1項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める金額の合計額とする。</u></p> <p style="text-align: right;">(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(監査役会の招集通知)</u></p> <p><u>第35条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2. 監査役的全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	(削 除)
<p><u>(監査役会の決議の方法)</u></p> <p><u>第36条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	(削 除)
<p><u>(監査役会規程)</u></p> <p><u>第37条 監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	(削 除)
<p><u>(監査役の報酬)</u></p> <p><u>第38条 監査役の報酬は、株主総会の決議をもってこれを定める。</u></p>	(削 除)
<p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p><u>第39条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、会社法第423条第1項の行為に関する監査役（監査役であった者を含む。）の責任について、その監査役が職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がない場合には、法令の限度内でこれを免除することができる。</u></p> <p><u>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、会社法第423条第1項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める金額の合計額とする。</u></p>	(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
(新 設) (新 設)	<p style="text-align: center;"><u>第 5 章 監査等委員会</u> <u>(常勤の監査等委員)</u></p>
	<p><u>第31条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
(新 設)	<p><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p>
	<p><u>第32条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p>
	<p><u>2. 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手續きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>
(新 設)	<p><u>(監査等委員会の決議の方法)</u></p>
	<p><u>第33条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p>
(新 設)	<p><u>(監査等委員会規程)</u></p>
	<p><u>第34条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>
<p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人</p> <p>第40条～第41条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人</p> <p>第35条～第36条 (現行どおり)</p>
(会計監査人の報酬等)	(会計監査人の報酬等)
<p>第42条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得てこれを定める。</p>	<p>第37条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得てこれを定める。</p>
<p>第43条～第45条 (条文省略)</p>	<p>第38条～第40条 (現行どおり)</p>
(新 設)	<p style="text-align: center;"><u>附 則</u> <u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p>
	<p><u>第 1 条 当社は、会社法第426条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、会社法第423条第 1 項の行為に関する監査役(監査役であった者を含む。)の責任について、その監査役が職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がない場合には、法令の限度内でこれを免除することができる。</u></p>
	<p><u>第 2 条 定款第 1 条(商号)及び第 2 条(目的)の変更は、平成28年 6 月20日開催の定時株主総会で承認可決された新設分割設立会社の成立日をもって効力が生じるものとする。なお、本附則は効力発生日の経過をもって削除する。</u></p>

以 上